

## 障がい者差別解消に関する特記仕様書

### 1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

### 2 障がい者に対する適切な対応

#### （１） 法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

#### （２） 倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 29 年 2 月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

#### （３） 国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（１）及び（２）に定めるもののほか、法第 11 条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

### 3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

#### ※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜すい）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害

者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第 1 1 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。